

様式第2号（第8条関係）

会議の概要報告																																																																						
1. 会議の名称	令和3年度 第1回 甲賀市少年センター協議会																																																																					
2. 開催日時	令和3年11月2日(火) 13時30分～15時30分																																																																					
3. 開催場所	甲賀市あいこうか市民ホール 練習室3																																																																					
4. 議題	会長の選任について 令和2年度甲賀市少年センター活動状況について 令和3年度甲賀市少年センター活動状況について																																																																					
5. 公開又は非公開の別	公開																																																																					
6. 出席者	<p>《協議会委員》</p> <table border="0"> <tr> <td>甲賀警察署 生活安全課</td> <td>課長</td> <td>坂下 恵司</td> </tr> <tr> <td>甲賀市保護司会</td> <td>会長</td> <td>中本 欽三</td> </tr> <tr> <td>甲賀市民生委員児童委員協議会連合会</td> <td>理事</td> <td>瀧井 ちづる</td> </tr> <tr> <td>甲賀市更生保護女性会</td> <td>会長</td> <td>辻 好子</td> </tr> <tr> <td>甲賀市少年補導(委)員会</td> <td>会長</td> <td>林 善彦</td> </tr> <tr> <td>甲賀市青少年育成市民会議</td> <td>会計</td> <td>中井れい子</td> </tr> <tr> <td>甲賀市区長連合会</td> <td>副会長</td> <td>吉田 昌孝</td> </tr> <tr> <td>甲賀市PTA連絡協議会</td> <td>顧問</td> <td>戎脇 浩</td> </tr> <tr> <td>甲賀市小学校校長会</td> <td>校長</td> <td>今宿 国夫</td> </tr> <tr> <td>甲賀市中学校校長会</td> <td>校長</td> <td>井用 重喜</td> </tr> <tr> <td>甲賀市湖南市高等学校校長会</td> <td>校長</td> <td>平井 忠美</td> </tr> <tr> <td>甲賀公共職業安定所</td> <td>統括職業指導官</td> <td>稲田 晃一</td> </tr> <tr> <td>市民環境部生活環境課</td> <td>課長</td> <td>前田 三嗣</td> </tr> <tr> <td>こども政策部</td> <td>次長</td> <td>細井 喜美子</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局学校教育課</td> <td>課長</td> <td>前田 正</td> </tr> </table> <p>《事務局》</p> <table border="0"> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育部長</td> <td>山本 英司</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>次長</td> <td>田村 勝也</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>課長</td> <td>杉本 茂夫</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>係長</td> <td>神山 貴昭</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局社会教育スポーツ課</td> <td>主査</td> <td>竹村 淳史</td> </tr> <tr> <td>少年センター</td> <td>所長</td> <td>大澤 崇</td> </tr> <tr> <td>少年センター(司会)</td> <td>次長</td> <td>安田 諭</td> </tr> <tr> <td>少年センター(記録)</td> <td>無職少年対策指導員</td> <td>角 直一</td> </tr> </table>	甲賀警察署 生活安全課	課長	坂下 恵司	甲賀市保護司会	会長	中本 欽三	甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理事	瀧井 ちづる	甲賀市更生保護女性会	会長	辻 好子	甲賀市少年補導(委)員会	会長	林 善彦	甲賀市青少年育成市民会議	会計	中井れい子	甲賀市区長連合会	副会長	吉田 昌孝	甲賀市PTA連絡協議会	顧問	戎脇 浩	甲賀市小学校校長会	校長	今宿 国夫	甲賀市中学校校長会	校長	井用 重喜	甲賀市湖南市高等学校校長会	校長	平井 忠美	甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	稲田 晃一	市民環境部生活環境課	課長	前田 三嗣	こども政策部	次長	細井 喜美子	教育委員会事務局学校教育課	課長	前田 正	教育委員会事務局	教育部長	山本 英司	教育委員会事務局	次長	田村 勝也	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	課長	杉本 茂夫	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	係長	神山 貴昭	教育委員会事務局社会教育スポーツ課	主査	竹村 淳史	少年センター	所長	大澤 崇	少年センター(司会)	次長	安田 諭	少年センター(記録)	無職少年対策指導員	角 直一
甲賀警察署 生活安全課	課長	坂下 恵司																																																																				
甲賀市保護司会	会長	中本 欽三																																																																				
甲賀市民生委員児童委員協議会連合会	理事	瀧井 ちづる																																																																				
甲賀市更生保護女性会	会長	辻 好子																																																																				
甲賀市少年補導(委)員会	会長	林 善彦																																																																				
甲賀市青少年育成市民会議	会計	中井れい子																																																																				
甲賀市区長連合会	副会長	吉田 昌孝																																																																				
甲賀市PTA連絡協議会	顧問	戎脇 浩																																																																				
甲賀市小学校校長会	校長	今宿 国夫																																																																				
甲賀市中学校校長会	校長	井用 重喜																																																																				
甲賀市湖南市高等学校校長会	校長	平井 忠美																																																																				
甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	稲田 晃一																																																																				
市民環境部生活環境課	課長	前田 三嗣																																																																				
こども政策部	次長	細井 喜美子																																																																				
教育委員会事務局学校教育課	課長	前田 正																																																																				
教育委員会事務局	教育部長	山本 英司																																																																				
教育委員会事務局	次長	田村 勝也																																																																				
教育委員会事務局社会教育スポーツ課	課長	杉本 茂夫																																																																				
教育委員会事務局社会教育スポーツ課	係長	神山 貴昭																																																																				
教育委員会事務局社会教育スポーツ課	主査	竹村 淳史																																																																				
少年センター	所長	大澤 崇																																																																				
少年センター(司会)	次長	安田 諭																																																																				
少年センター(記録)	無職少年対策指導員	角 直一																																																																				
7. 傍聴者	0人																																																																					
8. 会議資料	資料1 甲賀市少年センター協議会委員名簿 資料2 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針 資料3 令和2年度甲賀市少年センターの活動状況について 資料4 令和3年度甲賀市少年センターの活動状況について 資料5 甲賀市少年センター条例 資料6 甲賀市少年センター条例施行規則																																																																					
9. 議事の結果概要	1. 会長の選任について 甲賀市少年補導(委)員会 会長 林善彦 を選任する 2. 令和2年度甲賀市少年センター活動状況について 事務局：資料により説明 3. 令和3年度甲賀市少年センター活動状況について 事務局：資料により説明 4. 意見交換 (1) 少年センターと区・自治会との連携が具体的に見えてこない所以要検討。																																																																					

	<p>(2) 学校との結びつき・連携の更なる強化をお願いしたい。</p> <p>(3) 色々な相談事のフロー図を次回の協議会で示してほしい。</p> <p>(4) 少年センターの位置やマンパワーについて検討し、ある程度の方向性を示してほしい。</p>
10. その他	<p>報告</p> <p>1. 甲賀警察署管内の状況 「甲賀警察署少年非行のあらまし」を配布</p> <p>2. 甲賀公共職業安定所管内の就労状況 甲賀公共職業安定所 稲田統括職業指導官より説明</p>

**【意見交換】**

議長： 意見交換に入る前に、議事の(2)令和2年度の活動状況、(3)令和3年度の活動状況についてご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

委員： 相談件数が増加していると思うのですが、コロナで学校が休校になっているのは全体的なものでありますが、なぜ大津市や草津市といった子どもの数が多いところの件数が少なく、甲賀市とか米原市の少年センターでの相談が多いのかということが不思議に思うところであり、資料の分析からでは読み取れません。  
県の子ども・青少年局で把握されているとか分析が出ているのであれば教えていただきたいと思ひます。

議長： ただいまの質問について、分析されているデータ、資料等ありましたら事務局の方からご説明いただけますでしょうか。

事務局： 本市少年センターがそのままお答えするのはどうなのかなと思ひますが、この件数については、県子ども・青少年局が取りまとめております。ただ一つ言えることは、このデータは延件数で、一つのご家庭が何回か来られても、それぞれ1回としてカウントしております。これは、子ども・青少年局のカウントの基準に基づいて、県下16センターが同じような基準で対応しております。  
県内の少年センターにおいて、例えば学校との連携を強化されていて、学校の中での出来事を中心に対応されているところや、街頭補導活動や相談活動を強化されているところとかいろいろあります。本市少年センターは、このセンター協議会でご指摘を受けた相談活動の充実を数年来に渡って行っておりますが、広くいろんな形でお示しして学校等から保護者に繋ぎとろんな形で相談件数が増加してきております。  
他のセンターが、どのような状態でやっておられるのかにつきましては、他センターの取組であり若干説明が難しいですが、この数字は県下統一の基準で実施されています。高島市も米原市も確かに数字が多いですが、高島市は「子ども・若者協議会」の事務局を持っておりますので、いろんな要因が重なっているのであろうとは推測できます。  
コロナ禍における問題については、議事で報告した通りです。

事務局： 私の感触では、センター協議会でご意見をいただいていたことを踏まえて数年前から学校訪問をしていますが、この活動は大きいと思ひます。  
市内の全ての小・中・高等学校だけでなく、市外の高等学校等にも行って情報をいただくことが一つ、もう一つは、少年センターは非行問題が中心ではありますが相談は何でも受けまます。実際、少年センターに相談するべきものではないこともあります。しかし、一旦相談を受けて、少年センターの機能では解決できない場合は他の機関に繋ぐので、これも相談の一環として行っています。その場合も何回かやり取りをして適切などろへ紹介していくというようない丁寧な対応を取っています。このようなことも要因ではないかと私は感じていまます。

議長： 委員さんよろしいですか。

委員： 令和2年度が1, 493件とかなり跳ね上がっているのですが、これは一つの家庭に対して複数回・延回数をカウントしていくというのは分かったのですが、内容的にはいろんな家庭が相談に来られたのか、もともと把握されている家庭がコロナによって相談回数がどんどん増えたのか、感触はどちらでしょうか。

事務局： 両方あります。一つ相談に関わると、例えば半年以上関わっている家庭もありますし、センターが関わっていても、言うことを聞かず警察にお世話になったということもあります。相談者から連絡がないから止めておくのではなくて、連絡が無ければこちらから連絡を入れています。そのような重複回数も増加しているのも事実ですけど、家庭内暴力の相談もコロナ以降増加してきていますし、今年になっても一部そのような相談を新たに受けています。もちろん引きこもりもそうですが、新たに受けている問題もこの中には多数あります。全体的にはそのような形でご理解いただければ、委員が言うとおられる通り、決して単なる個別の問題だけではなく複数回を毎回対応するという形が非常に多くなってきていることも事実ではありますが、新たな問題も起きているということをご理解ください。

議長： よろしいですか。  
他の委員さんはどうですか。

委員： 会議資料についてですが、一覧でこのようにリストで挙げていただいています、リストよりも今説明されている内容を書いてもらう方が分かりやすいと思います。リストを見ても単なる文字列ですから長くなることで活動しているように見えますが、要旨としては内容なのでリストより内容を文字にさせていただく方が非常に助かります。  
さて、私は区長連合会から来ておりますので、そこに限った形で質問させていただきます。区・自治会は現在203ありまして、自治振興会は23ありますが、そのような地縁組織との連携はどのような形でされているのかという内容についてこのリストには書かれていません。私はその立場で委員として呼ばれていますので質問させていただきたいのですが、もし連携が無ければ私はこの会議に不要かもしれないのですが、あて職で呼んでいただいているのも分かっているのですが、現段階では連携が無いのかなと感じましたので、1点その部分だけ発言させていただきます。

事務局： 少年補導委員会というものが別組織であり、少年センターは事務局をしておりますが、この少年補導委員の選考にあたっては区・自治会の方へお願いしたりして多大なご協力をいただいております。  
確かに区・自治会そのものの組織に少年センターがお話に行ったり、情報をいただいたりする件数はありませんが、補導委員会に関してはいろんな形でご尽力を願っています。少年センターと区・自治会との関係については、若干希薄なところがあると思いますので、今後の反省材料としたいと考えています。

議長： 今の説明でよろしいですか。

委員： 今後の検討課題ということですので、よろしく願いいたします。

議長： 議長ですので発言するべきではないと思うのですが、少年補導委員会のチラシを配布いただくのも区長さんにご協力いただいていますし、今事務局が申しあげました補導委員の推薦をしていただく時にも、地域によって違いますが、各学区の区長会で次の補導委員を推薦いただくところもあり、やはり区長会を省くということは行政的にはできないのではないかなと思っておりますのでご協力いただければと思います。よろしく願いしたいと思います。  
他の委員さん、何かありますか。

委員： 日頃は学校に対しまして色々ご協力いただきありがとうございます。不登校児童・生徒が多い傾向があり、全国的にも話題にあがっていることを先ほど事務局が説明されていました。不登校による引きこもりによってSNSでつながって犯罪に巻き込まれたり犯罪に及んだり、他にも懸念することがあると思います。小学校でもどんどん不登校が増えてきていますし、甲賀市全体でも増加傾向にありますので、甲賀市としては鳴門教育大学と連携を図りながら専門的な大学の先生からの見立てなど、協力いただきながら進めているところです。学校であれば、スクールカウンセラーの専門家に対応いただいております、専門家の意見は助かることがあります。私も2年前に少年センター協議会委員をさせてもらっている時に、そのような専門家と連携できればという質問をさせてもらっていたと思いますが、少年センターに相談があった時にそのような専門家と連携された実績があるのかどうか、あるのであれば継続していただきたいと思います。心の悩みというものは、専門家がうまく引き出してくれるところが大きいにありますので、活用すべきかと思っています。

2点目は、少年センターの施設ですが、目立つところにあるべきではないという考えもあるかも分かりませんし、あつて啓発すべきであるという考えもあるかも分かりませんが、もう少し子ども達が行きやすい環境に整えた方が良いのではないかと思います。予算面や計画的なこともあるかもしれませんが、是非とも早くそのような施設が整い子ども達にとっても相談に行きやすい環境を整えていただければと思います。

議長： ただ今のご意見について回答できるものがありましたら事務局の方からお願いできますか。

事務局： 先ほども話をさせてもらったように、経験だけでやっていることに対して非常に不安を持っています。やはり、カウンセラーという専門的な方に見立てをいただくとか、適切な方策を考えていただくことは、今後かなり必要な状況になってきています。

事務局： どのような形で専門家と連携していくのかということですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を重視しています。フットワークも非常に良く、専門家の方からこのような状態の子どもがいて保護者と一緒にセンターに繋がりたいと言ってこられます。そして対策と一緒に講じて、連携の上で少年センターに母子とも繋いで、6か月間お預かりし問題行動が改善されたという例があります。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携は結構あるのですが、私たちは色々な経験はございますが、経験則で対応しているという不安感があります。

事務局： 少年センターの行きやすい環境づくりについてですが、昨年もご意見をいただいております。今の場所については何度も行かせていただいて建屋のことも十分認識しております。今後どうしていくのかということですが、現在公共施設で色々建て替えを進めています。その中で、相談もしながら一番良い環境の中でできるようなところを早い時期に何とかしたいと思っていますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

議長： 他の委員さん、いかがでしょうか。

委員： 高等学校の教諭時代に生徒指導を中心にしておりまして、4月に赴任してすぐに甲賀警察署と少年センターにあいさつに行かせていただきました。甲賀警察署はすぐ分かったのですが、少年センターが何処にあるのかが分かりづらかったということがありました。

以前他市で勤めていた学校でも生徒指導主任を中心にしておりまして、少年センターには頻りに顔を出しておりました。生徒の情報交換や地域の状況などを聞かせていただくほか、中退生徒の就職相談や学校に行きづらい生徒には学習支援もかなりやっていたいただきました。甲賀市少年センターでもこのような活動にも重点を置いていただければ有り難いと思います。

現在本校では、粗暴とか、犯罪とか不良行為は大変少なくなっていますが、学校に行きづらい生徒が多くなっているというのが実感です。他にも、家庭内の環境が原因で、問題を抱え

た生徒が多いのですが、このケースはここに相談しようとか、それぞれの内容に応じて学校の中で割振を行っておりますが、少年センターに繋げば何処かに連携していただけるという相談の窓口少年センターが一本化されれば有り難いと感じています。

高校の教員の中では、少年センターが今のところもう一つ馴染みがないというのが実感です。何かあった時に、相談窓口として少年センターが思い浮かぶというのが現状ではありません。そのような点で、今後高等学校の立場としても少年センターとともに啓発活動をしていきたいことと、連携を深めていきたいと思っていますので、このあたりの強化をお願いしたいと思います。

議長： 貴重なご意見をいただきました。今の意見について、事務局の方で何かございますか。

事務局： その通りです。今後連携して取り組みを行いたいと思います。

委員： 更生保護女性会の方から参加させてもらっていますが、私たちは保護司や民生委員とは違って、色んなことを直接できるわけではなく地域を明るくするのに何ができるかということをや日々切磋琢磨しながら地道な活動をしています。

まず一つ目は、会議資料のデータの中で、子ども達が今一番何を求めているのか、センターが感じておられることを聞かせていただきたい。

二つ目は、小・中・高校の先生もおられますし、民生委員さんもおられますので、相談に行くまでの防止につながることでできることがあればやりたいと思っていますので、簡単に言えば「あいさつ運動」など、こんなことをして欲しいということをお聞かせいただいた中で、更生保護女性会ができることがあればやりたいと思っています。ご意見を聞かせていただければ有り難いと思います。

事務局： シンプルに言いますと、やはり「居場所」だと思います。

学校に行きにくい子、家庭に居づらい子、いろんな課題を抱えている子が何処で話ができるのかということです。少年センターは4人の職員がいますが、そこに何らかの形で他の方にも入っていただいて、少年センターの事務所に適切な相談場所があれば、そこで話を聞いていただく、まず話を聞くところから始めないと進みませんので、そんなことが理想かなと思っています。

事務局： 小学校6年生で、学校には行きませんが少年センターには朝から来て、場合によっては弁当を持ってきて夕方まで面倒を見ている。

学校に行けば先生に怒られる、家に帰れば母親に怒られる、そのような家庭と学校に居場所がない子、これをどのように見抜いて少年センターの方に足を向けさせるのかというケースが多く発生しています。昨日も新たに中学生の親子からの相談を受けています。話を聞くとまさにこれも「居場所」の問題です。少年センターは怒られるところではなくて話を聞いてもらえるところということをしかりと話して、「ここへ来られるか」と聞くと「来られる」と言いましたので今後面倒を見ていきますが、まさにこの問題が一番大きな問題であろうと認識しております。

委員： 地域から委員を選出する時に、委員の資格がある方なのかを見分けるのが非常に難しいという問題があるので課題として知っておいていただければと思います。

先ほど、主に配布物を通じて協力をという話をいただきましたが、確かに配布させていたでいます。コロナ禍で活動が止まっている団体は多いのですが、啓発活動だけは多くしようとして非常に多くの配布物が地域に回ってくるようになってしまいました。すごい量で地域が混乱している現状があります。

我々が把握している限りでは、生活困窮世帯や社会的弱者の世帯等は区・自治会入りをしていないことがあります。そのために甲賀市の配布体制が区長配布文書を通じたものである場合、区・自治会入りしていない世帯には届いていないという問題があります。社会福祉協議

会がされた5万円の補助金も同じで、「社協だより」に5万円の補助金がかかれていたのですが、区長文書で配布したために実際に必要な困窮者の方たちに届かなかったという経緯がありました。もし、可能であれば甲賀市内の全世帯に配布できる何らかの体制を地域とともに少年センターの方でも構築していくことが必要不可欠ではないかと思っています。地域の方では様々な情報を持っているのですが、個人情報の観点に関しては地域内では議論もできない状態で、この辺り似通った情報もありますので、うまく少年センターに繋いでいくことができればと思ひまして、意見とさせていただきますと思ひます。

議 長： ただ今のご意見について何かありますか。  
区入りされていなければ、市民センターなどに取りに行かれない限り情報がもらえないというか、市のホームページには掲載されているのかもしれませんが、どうなのでしょう。

委 員： 区長文書で揚がる場合は、広報誌には記載はされません。回覧も同じです。

議 長： 「少年センターだより」も補導委員会のチラシもそうですが、配布する術が区長配布しかない、新聞折り込みもありますが、新聞を取っておられない家庭があれば行かないこととなります。

委 員： 誰を対象にしているかということが私の地域ではいつも議論になるのですが、例えば子どもを対象にしているのであれば区長配布文書を使っても、世帯回覧・世帯配布ですので親は見ても子どもは見ないという形になります。配布できていない世帯はネットや近所の地域市民センターに取りに来るであろうとよく言われるのですが、配布が必要な方達はそのような行動を取られることがあまりないと思ひますので、何かしら届ける方法を別途用意の方が望ましいのではないかと思ひます。また、ネットを家に備えていないご家庭があり、困窮世帯はかなりそのような状態であることを把握していますので、その辺りも含めて意見とさせていただきますと思ひます。

議 長： この問題について行政で検討はされていますか、子どもが対象であれば学校に届ければ保護者に届くかも分かりませんが。

事務局： 今のご意見は、コロナにとどまらず市政全般に関わる課題であると思ひます。確かに、昔は回覧板を回して全員が地域の一員となって全ての情報を共有できたことがあったかもしれませんが、ライフスタイルが変わってきて情報の媒体もいろんなものがあって、どの方がどのような媒体を活用されているのか把握もなかなか難しい状況です。しかし、適宜適切な情報を市としては市民の皆様にくまなくお知らせできることに越したことはありませんので、教育委員会だけの課題ではなくて市全体の重要な課題であると聞かさせていただきました。また地域の実態等については区長様からこのようなケースで悩んでいるなど、さらに聞かせていただいた上で市としてどのような対策が取れるのか考えていきたいと思ひます。現在市では新年度の様々な事業の予算を各部局で算定している最中ですので、このような課題にも対応していくための予算が必要であれば準備を始めなければいけないと、一日も早くそのような課題が解消されるように努めてまいりたいと考えております。

委 員： 公園でたむろしているとか区域内に貧困を抱えた人がおられるとかということ承知されているが、個人情報があって何処へ繋いでいくか難しいということであると思ひます。そのような状況の中でも何処かへ繋いであげる。本人が助けてという声を上げられない人達が多いと思ひますので、地域でできることとして周りから寄り添う形で支援をしていくことが大事ではないかと思ひました。  
私は保護司をしていて保護観察事件を担当しております。9月9日現在、甲賀保護区(甲賀市、湖南市)では21件と徐々に減っています。その内少年が10件、少年院から出てきた人と家庭裁判所で保護観察処分になった人ですが、少年院を出た方はおられません。我々の上

部は天津の保護観察所ですが、保護観察官の話では厄介な子や指導が難しい子がいるということで、なかなか指導が行き届かないということを悩みとして言われていました。このことは、相談件数の増加に繋がっている気がするのですが、各家庭でもどうしたらよいか悩んでおられることだと思います。

委員： 私の学校からも、既に少年センターの方に保護者並びに生徒が通っています。典型的には不登校の生徒、それから非行までとはいきませんが若干反社会的なタイプの生徒が通っているのが現状です。  
先ほど少年センターから言われたのですが、学校との一番強い結びつきはやはり学校訪問であると思います。年に何回か来ていただくのですがこれが最大の武器で、情報交換を行いながら個々の生徒のジャッジを下していただくことがあります。学校の立場からすると学校訪問をしていただく、こちらから電話連絡をするという連絡網が一番大きな結びつきになっていると思います。  
なぜこの子が少年センターに行くのだらうと思うタイプの子が実際に行っています。これは少年センターの受け皿というか、いくらでも引き受けるというスタイル、運営の仕方が功を奏しているような気がします。  
知らなかったけれども行って良かったという感想をお持ちの保護者もおられますので、学校との結びつきを今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

議長： お礼を兼ねたご意見でしたが、これについて事務局から何かありますか。

事務局： ありがとうございます。今後も学校とは連携を強化して「居場所」の一つとして受け入れたいと思います。  
先ほど話がありました通り、なかなか難しい子が多いということも聞いておりますし、保護観察所とずっと連絡を取っています。また直接保護観察所からも電話がかかってくるし情報交換もしております。少年センターでも鑑別所帰りの子が最大で3人通っていました。うち一人はうまく指導がいかなかったので残念な結果になったという子が一人います。他の子たちについては、担当保護司と色々な形で協力しながら対応していきたいと思っております。  
鑑別所帰りの子から引きこもりの子、不登校の子など幅広いですが、子ども達が少年センターに来たらこんな感じかなと思うような形で子どもたちと接していきたいですし、それに関する情報があればいただいてより良い方向にもっていきたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

委員： 皆様がおっしゃっていることは何一つ間違っていないのですが、もう少し整理をしないと少年センターの役割も多くなり過ぎます。  
例えば不登校はまず学校で何とかしていただくのが第一義であって、ただ学校が全て責任を負うのではなくて少年センターの役割も含めて利用いただくというのは間違いではありません。ここは少年センター協議会ですから少年センターに焦点が当たるのは当たり前ですが、例えば適応指導教室や市には他の施設や仕組みがありますので、もう少し整理をして皆様でお考えいただかないと、全てを少年センターに繋げばよいというものでもないです。スクールカウンセラーにしても学校または教育委員会に配置されていますので、保護者が相談する時に学校に来ていただいているスクールカウンセラーさんが良いのか、外部の方が良いのか、保護者に聞いていただく場面もあるわけですが、そこにまた少年センターもいていただくのが本当に良いのか、その辺りも含めて大きな課題であるだけに、もう少し他機関も含めた整理をしていかないといけない場面に来ている気がします。

議長： 今のご意見につきまして事務局どうですか。

事務局： その通りだと思うところがあります。件数的には、少年センターの人員では限界ですので、今後どうしていくかというご意見をいただきたいと思っています。電話番号だけを頼りに電

話をかけてこられる方もいます。相談の内容が少年センターに適していない時に、「ここではありません」と他機関を紹介するだけで終わるのか、一度少年センターで受け止めて話を聞くということも大事なかなと思うところはあります。この辺り非常に難しいので、連携する関係機関も市の中にたくさんありますのでご意見をいただけると有り難いです。

委員： 少年センターの体制自体は大きくなる予定はないのですか。この場で発言すべきことか分かりませんが、市の動きや教育委員会の動きが見えないと発言もなかなかしにくい部分があるのかなと思っています。市の予算措置も厳しいとは思いますが。

事務局： 相談件数自体は本当に増えておりまして、かなり体制としては相談が多くて厳しいというところになるのですが、先ほど委員からお話をいただきましたように、他機関との連携を図っていかなければいけないと、昨年この場で話を聞かせていただいた中で思っております。また昨年も申しあげましたが、一人増やしたからといってそれがどれだけ成果に繋がるのかなというところもあり予算的にも大変厳しい状況であります。他の少年センターも同じと思うのですが、なかなか規模を大きくすることはできない、ということやはり他機関と連携を図っていかなければいけないのかなと、そのようなことも含めて検討はさせていただきますけれども、状況としてはそのような状況です。

委員： 視点として、子ども達の中から見たら何処でもよいのではないのでしょうか。大人の事情で窓口を分けておいた方がよいわけですが、実際は子ども達のことを考えてあげるとそれが何処かではなくて、分けていることを知られるべきでないというか、そのようにしておく方がよいのではないのですか。予算執行上であつたり大人側の体制であつたり確かにそうなのですが、何処のエンドポイントで子ども達がタッチしたとしても全てが何処かに通じるという状況だけでよいわけであり、本来クロスされて繋がっている必要があるわけですので、件数が多い場合それが他に回るということがあつてもよいと思いますし、とはいっても子ども達にそれを知らなければよいのではないかと思います。

委員： 関連して私も子ども目線で考えるならば、たまたま少年センターに行ってみようかなと思つた子どもが、例えば親との課題があつたり発達的な障害を持っている可能性があつたり、色々なことがあつて専門機関と繋がる必要があるのではないかと思います。当然、学校は学校の役割でスクールカウンセラーに繋いだり、できる限りのことは今までも行つていますし、ただ学校に相談しにくい状況の子ども達が少年センターであつたり他の機関であつたりSOSの電話を掛けたりとかいうことの一つと思われるのですが、その最終的な線引きはスカッととはなかなかできないので、少年センターが抱えられた時に色々な関係機関と繋ぎながらみんなが関わっていくという手段の方が望ましいのではないかと感じます。

議長： 貴重なご意見ありがとうございます。他の委員さん、何かご意見ありますか。

委員： 行政の横の繋がりというか、私も色々なところへ参加させてもらっていますが、このようなことぐらいお互いにやり取りをしてもよいのではないかなと思うことがなかなかできていなくて、それが気になることが本当に多々あります。少年センターに子ども達が一步踏み出して相談に行きました、それがこちらの機関と連携した方がよいのであるのか、あるいはこちらの機関がよいのであるのだと、今スムーズに行けるような、聞けるような、足を運べるような、行政としてももう少しステップを軽く親密であつてほしいと思つていることが多々あります。

委員： こども政策部には発達関係の専門職もおりますし、少年センターでその関係の相談があれば心理士もいますので、こちらの方に繋げていただければと思います。また、こども政策部では児童虐待も担当しておりますので、地域の皆さんで様子がおかしいとか気になることがご

ございましたら家庭児童相談室にご一報いただけましたら有り難いと思います。現在は心理的な虐待というものも増えてきておりますので、そのようなことがありましたらご一報いただければと思います。

委員： フロー図みたいなものがあれば分かりやすいです。例えば学校でこういう場合は少年センターに相談するなど、もちろん双方向になったりもするのですが、どういう機関があるのか、先ほど適応指導教室と言いましたがそれは学ぶところですし、少年センターで担っている居場所とはまた違いますし、こういう場合はこの機関に繋ぐ、司令塔が少年センターになるのか、少年センターの位置付けは何処になるのかも含めて整理がされると誰もが分かりやすくなるという気がします。

委員： 私も子どもと関わる仕事をしているのですが、最近小学校低学年の子が学校から帰ってきて「眠たい眠たい」と言うのです。よくよく理由を聞くとゲームなのです。夕ご飯が終わってから友達と時間を打ち合わせて、20時とか21時からオンラインゲームをしているのです。「そんな時間からしていたら遅くなるでしょう」と聞くと、「なるよ、だから次の日眠たい眠たい」と言います。中には寝てしまう子もいます。「そんな状況でお父さん・お母さんに怒られないの」と聞くと、「お父さん・お母さんもずっとゲームをしているから」と、家中がゲームをしているそうです。だから子ども達も怒られないというのです。そのような子が学校に行く気力が無くなり休むようになってきたのです。そのお母さんに「学校に行きなさいとかゲームをやめなさいとか言わないのですか」と聞くと、「この子次第ですから」とお母さんから返事が返ってきました。私も子育てをしてきたのですが、お母さんの言葉に衝撃を受けました。「こういうことから不登校とか引きこもりとかに繋がっていくのではないのですか」と話をさせてもらったのですが、「そこまではいかないと思います」という返事をもらいました。そのようなゲームに関する相談は少年センターにはありますか。

事務局： たくさんあります。親に対する指導は労力が要ります。子どものことについて腹が立つと、家から放り出すとかそういう話になってきます。子どもがこんなことをする、あんなことをする、だからこう言って怒りますなど具体的に言ってきます。売り言葉に買い言葉の親子喧嘩なのです。それについて指導をすると、「これは〇〇家の伝統です」「これは〇〇家の血筋です」と返事があります。それが親の現状です。現在相談を受けている中学生の親もそうですが、「施設に放り込むぞ」などと子どもに言っていて、それは言うてはいけないと指導するところから始めています。

委員： 関連して、私の専門の領域で滋賀県警サイバー犯罪対策課の方達と啓発とかさせていただいているのですが、甲賀市はどちらかというと、草津市とか大津市よりも携帯電話を所持している子どもの低年齢化が激しいです。親が共働きでいないからという理由と、個室が与えられているからというのが結構あって、そのような現状があります。研修で講師をさせていただいて話をさせていただくのですが、子ども達は赤ちゃんの時から泣き止ますためにYouTubeを見せられて泣き止んでいます。食事中も見たりしてずっと育ってきています。今影響しているのが「フォートナイト」というゲームです。夜8時・9時から待ち合わせをしてというのが見えます。あわせて地域の中で言えば、車の中に専用の機材を積んでいまして、Wi-Fiが飛んでいるエリアだけを抽出して地図化させることができる機械があります。それを利用すると、公園とか公共施設の一部でWi-Fiが拾えるところで無料で使えるゾーンがあります。そのようなゾーンにはすごい数の端末が集まっていて、夜そこに車で行くと子ども達がたくさんゲームをしています。このようにWi-Fiの位置から子ども達の居場所が分かるくらい見つけやすい状況になっています。ネットの規制については、なかなか難しい問題であると思っています。

議長： ありがとうございます。終了の予定の時間になってきましたが、委員の皆様、他にご発言はありますか。

各委員さんからご意見を聞かせていただきました。これから2年間委員の任期としてありますが、次回2月に2回目の協議会が予定されています。

今日、お聞かせいただきました色々な相談事のフロー図が、次回までにできればお示しできるようにしていただけると有り難いと思います。

現況の少年センターの位置付けとかマンパワーの面とか色々なことについても、昨年度の協議会でお話しいただいています。教育委員会としてご検討いただき、ある程度の方向性が早く決まればお示しいただきたいと思います。

今日のご意見にもありましたが、ワンストップで色々な相談ができるということになれば、もう少し市役所に近いところが良いのか、今の場所で整備されるのかなど、以前にも言いましたが、昭和40年代の終わりか50年代の初めに現在の位置に少年センターができた時にお手伝いをさせていただきました。当時は、水口中央公民館の裏の方で色々な方が出入りされる場所で、今の場所が良いのではないかということになっていたと思います。それからもう30年以上経ちましたので、今の社会情勢の中でいくと本当に何処が良いのか、十分にご協議いただきたいと思います。これだけの相談件数とか色々なことが起こりますと、それに見合う検討が必要ではないかと思っています。

センター協議会につきましては、本当を言えば無いようになればよいのですが、このように相談件数が倍増しているなど色々な面がありますと、まだまだ少年センターの機能充実が必要で、教育行政並びに市行政全般についても、委員の皆様の前向きな意見を発言いただけたものと捉まえさせていただきます。

各委員の皆様につきましては、色々な面でこの任期の間にご発言いただいて、甲賀市の少年非行、引きこもり等が少なくなるようにしていければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

本日の議事の進行としましては以上とさせていただきます。